別紙

幼児通級教室利用開始までの流れ

保護者・在籍園(所)・相談支援機関などが、通級利用が望ましい と判断した場合、在籍園(所)(※)から幼児通級教室へ事前相談 【浜田市幼児通級教室利用相談票(様式第1号)】



事前相談を経て、通級を利用させようとする場合、在籍園(所)(※) から幼児通級教室へ利用申請

【浜田市幼児通級教室利用申請書 (様式第2号)】



幼児通級教室利用検討会(毎月1回開催)において利用の可否を 検討し、浜田市教育委員会が在籍園(所)(※)に利用の可否を通知 【浜田市幼児通級教室利用決定(却下)通知書(様式第3号)】

○ 幼児通級教室の利用定員 20 名程度

【幼児通級教室利用検討会メンバー】

- 浜田幼稚園園長教頭・幼児通級教室担当
- ・浜田市幼児教育センター職員
- 教育委員会指導主事
- ・保健師など



利用可の場合、幼児通級教室の利用開始

途中で利用終了したいときは、**在籍園(所)**は、幼児通級教室担当・ 保護者と協議の上、浜田市教育委員会に終了を報告

【浜田市幼児通級教室利用終了報告書(様式4号)】

※ 幼児教育施設に在籍していない幼児は、保護者となります。